

【事務局】 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから「平成26年度第2回福岡市障がい者等地域生活支援協議会」を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当いたします福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長竹森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数20名のところ、今現在15名の方がご出席で過半数に達しておりますので、本協議会要綱第5条第2項の規定により、本協議会が成立しておりますことをまずご報告いたします。

また、本日の会議では個人情報等を特に扱いませんので、福岡市情報公開条例に基づき公開としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会議資料の確認でございます。委員の皆様には事前に送付させていただきましたが、ここで再度確認をさせていただきます。事前にお送りしておりますのは、会議次第、会議資料の資料1、資料2、資料3、資料4-1、資料4-2、それから資料5でございます。また、本日新たに配付する資料としまして、委員名簿、座席表、意見提出シート、第4期福岡市障がい福祉計画(答申)です。それから、平成27年度第1回協議会開催日程調整表でございます。もし、不足の資料、書類がございましたら、おっしゃっていただければお持ちいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をごらんください。

この後、1点議事を行います。相談支援部会の設置についてでございます。

その後、3点の報告を行います。一つ目は、「障害者差別解消法施行に向けた取り組みについて」、二つ目は「区部会ネットワークの活動について」、三つ目は「福岡市保健福祉総合計画案の策定における検討事項について」でございます。

最後に、その他として平成27年度の協議会のスケジュールについてでございます。

議事に15分程度、報告に1時間30分程度、その他に5分程度を予定しております。

それでは、議事に入りたいと思います。本協議会の議長は、要綱第5条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、これから先は、野口会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 今日、先ほど言われましたように議事が一つで報告が三つとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議事は相談支援部会の設置についてということです。まず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【事務局】 基幹相談支援センターの松野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提案者であります障がい者基幹相談支援センターから説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。

福岡市障がい者等地域生活支援協議会相談支援部会企画案でございます。

1 番目、設置目的。

相談支援の目的として、障がい児・障がい者が地域で生活する住民の一人として地域に受け入れられ、障がいのない人と普通に顔を合わせ、日常会話を交わすことができるように、さらに、そうした近隣住民との関係が定着することによって、地域における災害時の救援にもつながるように地域づくりを進めることが必要であります。

また、現在の福岡市の相談支援体制は、障がい種別、児・者別に分けられ、障がい者基幹相談支援センター、各区の知的・精神障がい者相談支援センターと生活支援相談室、療育センター、指定特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所がそれぞれ対応しており、対象とする障がい種別や対象年齢、役割が整理されておらず、相談者にとってわかりづらいものとなっております、それぞれの役割を明確にすることが必要であります。

以上のことから、新たな相談支援体制の構築に向けて、現在の相談支援体制の見直しについて協議することを目的とし、専門部会を設置するものです。

2、名称。

本部会の名称は、「相談支援部会」と称する。

3、協議内容。

本部会は、その目的を達するため、次の各号に上げる事項を協議します。

(1) 地域と障がい児・障がい者をつなぐ地域福祉の基盤づくりの担い手となる相談支援体制づくりに関すること。

(2) 全障がいの相談支援を一元化し、児・者一貫した相談支援体制づくりに関すること。

(3) 特定相談支援事業所（障がい児相談支援事業所）と相談支援センター、生活支援相談室、基幹相談支援センターの役割に関すること。

(4) 前号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

4、事務局。

本部会の事務局を福岡市障がい者基幹相談支援センターに置きます。

5、部会委員。

知的障がい者相談支援センターから2名、精神障がい者相談支援センターから2名、生活相談室担当課長1名、機能強化専門員1名、指定特定相談支援事業所から1名、福岡市社会福祉協議会地域福祉部から1名、基幹相談支援センターから1名の計9名で構成いたします。

6、スケジュール。

平成27年4月から6月に計6回程度開催し、平成27年度第1回協議会に報告書の案を提出したいと考えております。

以上で説明を終わります。

【会長】 ただいまの相談支援部会の企画説明について、何かご意見、質問等ある方はおられますでしょうか。特別異論はないでしょうか。

【委員】 1点だけご意見なんですけれども、相談支援センターにおそらく統合等含めた形状になると思うんですけれども、一方では、相談支援センターは結構緊急対応の相談を受けるケースが多いと聞いておりまして、やはり支援センターの緊急対応の整理も含めて検討していく必要があるかと思っています。

以上です。

【事務局】 ご意見どうもありがとうございます。いただきましたご意見は、部会の中で協議させていただきたいと思っております。

【会長】 よろしくお願ひします。

ほかに何か。

【委員】 全障がいの相談支援について一元化し、児・者一貫した相談支援体制づくりに関する話し合いをするということが提案されていますが、この部会の中に発達障がいに関する相談をどう統合していくのかということも、協議していただきたいと思ひます。しかし委員の中に、発達障がい者支援センターは入っておりませんが、発達障がいの問題というのはどのように協議されていく見込みなのかを教えてくださいたいと思ひます。

【会長】 事務局からお願ひします。

【事務局】 これは市の方からお答えします。

【事務局】 今回、相談支援部会としてまず詰めていきたいところは、今の知的障がい者相談支援センター、精神障がい者相談支援センター、生活支援相談室、基幹相談支援センターを核とした相談支援体制をどのようにするのかというところがメインだろうと思います。

あと、発達障がい者に関すること、精神障がいについてもそうなんですけれども、今の段階では、専門的な相談の機関と一緒に考えるという形ではなくて、まず最初に障がい者の方が訪れることを想定される各区に置いている相談支援センターの構成をどのように変えていくのか。それを地域——地域というのは区レベルよりもっと校区レベルでどうつなげていくのかを念頭に置いて協議をしたいということです。専門的なところとの連携のあり方はその中で考えていくことになると思うんですけれども、一緒に考えていくというのは、今のところ想定していないところです。

【会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 ということは、障がいと診断をされた人の、最初の相談の入り口のところの整理というところでしょうか。

【事務局】 必ずしも診断が要件になってはいないわけです。

【委員】 であるとすると、発達障がいかもしれない、まだ発達障がいかわからないかもという相談は、たくさん入り口のところに混在するような気がします。そのときに、相談支援体制を構築していく中で発達障がいのことを話題にしていただけのかが、この部会構成メンバーを見たときにちょっと不安になってお尋ねをした次第です。

【事務局】 発達障がい者の方も当然支援対象にはなりますが、あくまでもここで目的としているのは、各区に配置している相談支援センターの体制のあり方をもう一度協議するというのが主眼でございます。

それ以外に単一の障がいを専門としているところとの連携のあり方というのは、新しい体制づくりを考える中で、また別途協議が必要だと思っておりますが、まずは福岡市の各区に配置している相談支援センターのあり方そのもの、そういう関係性を協議していくのがこの部会の設置目的です。

【会長】 いかがですか。

【委員】 後で質問させていただきたいと思っていた話題でもありますが、市内の発達障がいの支援体制について協議する場として、発達障がい者支援協議会というものもございますので、そこの関係性も含めて今後ご協議いただくことなのかなと、今お答えを聞

きながら思っています。

【事務局】 実には、新年度27年度の予算で、発達障がい者の支援という形で一つ項目を出して障がい者在宅支援課に主査を配置して、そちらで、発達障がい者の幼児期から成人期まで一貫した支援のあり方をどうしていくのか、保健福祉総合計画の中でどういうふうに位置づけをして今後進めていくのかというのを検討しようと考えています。

発達障がい者の協議会のほうもどうするのかというのも、中身によって調整していく話になるのかなと思っていますので、一応、流れとしては、ここは分割して、特に地域と相談支援のあたりをどう組んでいくかを念頭に置いて進めていくということで、発達障がいについては、今年度はまた別の動きをしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

【委員】 発達障がいは、知的障がいや精神障がいと重なっていることも多くありますが、発達障がいに関する相談支援体制については、発達障がい者支援協議会のほうでまた別途ご協議いただくということによろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 将来的にはいろいろ関連することになると思うんですけども、この時点では、今ここではそういうことということで理解しています。

ほかに何かありますでしょうか。

【副会長】 児・者一貫と障がい種別ということで、縦と横に広がるイメージが少し書かれていると思うんですけども、そうしますと、より専門性といいますか、ある種の難しさも出てくると思いますので、システムと同時に、やはり人材とノウハウというのが非常にうまくいくかどうかの鍵を握っているように思いますので、その辺もしっかりと検討いただきたいと思っています。

以上です。

【会長】 ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 ないようでしたら、今まで出た項目をしっかり押さえて検討をよろしくお願ひいたします。

それでは、次に報告事項に入りたいと思います。

一つ目は障害者差別解消法施行に向けた取り組みについて、事務局から説明をお願ひし

ます。

【事務局】 在宅サービス係の伊藤です。よろしくお願いいたします。

報告事項の一つ目、資料は資料2と書いてあるものをご用意ください。

まず1番目、法の概要ということで添付資料をつけております。この法律は、次の4月1日、1年後の4月1日に施行されるものでございます。

資料をごらんいただき、内容の概要を説明いたしますけれども、障害者差別解消法、正式には一番上に書いてある少し長い名前の法律になります。そもそも障害者基本法というのがありまして、そこで障がい者に対する差別は禁止されると書いてあるわけですが、基本法というのは国が政策を進めていく上でのガイドラインのようなものですので、それを具体化したものが必要だということでこの法律ができております。

内容については、真ん中の四角囲みのところ、差別を解消するための措置として、まず差別的取り扱いの禁止、基本法でいう第4条第1項「何人も障がい者に対して差別をしてはならない」というのを具体化して、国や地方公共団体、民間事業者について、差別的取り扱いがこの法律で禁止されております。

基本法では「何人も」とあるのに対して、ここでは限定されておりまして、個人間の差別はこの法律の規制の対象外でございます。あと、細かいことを言いますと、三権分立の観点で裁判所と国会も除外されております。

それと右側です。基本法でいう第4条第2項に当たる部分が「合理的配慮の不提供の禁止」ということで、行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務という形で規定されております。

具体的な対応として用意されているのが、まず、政府の方針として基本方針というのがつくられました。ここまでできています。これを受けて、各大臣や各行政機関が対応要領というものをつくります。それから、事業者に向けて分野ごとに対応指針というのがつくられていく予定でございます。

そのほか、その他の支援策として相談体制の整備や地域連携ですね、障害者差別解消支援地域協議会の設置だとか啓発、情報収集などが規定されているところです。

レジュメに戻っていただいて、内容は2番目に入っていきます。

政府が基本方針を策定するということですが、これは2月24日に閣議決定されて、今後のスケジュールなどが示されております。資料は添付資料2に入っていきますけれども、基本方針の内容については、今日は詳細には説明いたしませんので、後でござんいた

できますようお願いいたします。

最後のページの今後のスケジュールを説明していきます。これが国が示している27年度のスケジュールです。上半期中、4月から9月までの間に国の対応要領、国の職員向けの指針ですね。各省庁が自分のところの職員がどうすべきかを定める、それから、事業者向けに各大臣が対応指針というのをつくる予定です。分野別で、例えば、病院であれば厚生労働省が、学校であれば文部科学省がというように、分担してつくっていきます。

右側の備考欄のように、地方公共団体もつくりなさいとなっておりますが、法律上は努力規定となっておりますが、積極的な対応をお願いしますと国から依頼が来ているところでございます。下半期に国から地方公共団体に向けて対応要領をつくるための支援、助言などが行われる予定です。それから法の周知が行われ、いろいろ体制を整備し、28年4月に法施行という予定になっております。

レジュメのほうにお戻りください。

3番目、これを受けて福岡市がどう対応していくかについてご説明いたします。

平成27年度中、法施行前の1年間につきましては、以下の3点についてまずやっていますということですので。

①福岡市の職員向けの対応要領というのをつくることとなります。福岡市の職員が差別の解消に向けてどういうふうには仕事をしていったらいいのかというガイドラインです。

これにつきましては、法の規定にもありますように、当事者の皆さんの意見を聞きながら作成するというようになっております。その意見の聴取の際には、協議会の皆様にもご協力いただくことが出てくるかもしれませんので、その節にはご協力よろしく願いいたします。

現時点で国が示しているのは、対応要領には次のことを書きなさいということで、趣旨から五つ目の啓発まで5項目、まだこれだけしか示されておられません。これを具体的に書き込んでいく作業が行われます。

②相談体制の整備ということです。法が想定しているのは、新たな機関を立ち上げるのではなくて既存の機関を活用しなさいという言い方になっております。ここで言う既存の機関とは何なのかという話ですけれども、福岡市にある似たようなものを言うと、虐待防止センターや障がい者110番のような相談機関にこの機能を位置づけていくのか、市の本体でやっていくのかということこれから検討していくこととなります。

③障害者差別解消支援地域協議会はネットワークづくりです。実際に権限を持つのは大

臣になりますので、病院で何かあったら厚生労働省の窓口へなどつつないでいくわけですが、けれども、まずどこへ行ったらよいかわからないでしょうし、今の法律では、それぞれの役所に守秘義務があって勝手にしゃべったりできませんので、情報もお互いに共有されません。それを集めてネットワークをつくり、そのネットワークの中では情報を共有しているですよという仕組みが用意されることになります。

福岡市としては、事務局を担当し、県や市、国の機関、また事業者さんを巻き込んでいきながらこういうネットワークづくりを進めていく予定としております。設立は28年4月以降になりますけれども、27年度はその準備を予定しております。

法施行に伴う福岡市の対応については、以上でございます。

【会長】 ただいまの説明に対して、意見、質問等はありませんか。

【委員】 今、当事者の方々、団体を中心に、福岡市に差別禁止の条例をつくろうという取り組みが行われていて、大々的なアンケート活動や集約等行われているようなんですけれども、条例づくりについて、現時点ではどのようにお考えなのかを聞かせていただきたいと思います。

【事務局】 条例の必要性を含めて検討する段階だと思えます。まだ、つくるともつくらないとも決まっていないということになります。

【委員】 ただ、たくさんの団体がここまで団結しているのは今まで見たことないという意見も出ていますので、ぜひしっかり検討していただければと思っています。

【事務局】 はい。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。

この三つの点を進めていくということですよ。ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、質問等ないようですので終わりたいと思えます。

二つ目の報告ですね。区部会ネットワークの活動について、事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 事務局から説明いたします。

今年度、協議会の各区部会において相談支援センターと障がい福祉関係機関とのネットワークの構築を行ってまいりました。その活動内容について、区部会ごとに報告をしていただきます。質問等については、全区部会の発表が終わってから、まとめてお願いしたい

と思います。

それでは、区部会の委員の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。まず、パワーポイントを使つてのご説明から。よろしくお願ひします。

【事務局】 東区知的障がい者相談支援センターの山田です。

東区部会からネットワーク構築の取り組みについて報告します。どうぞよろしくお願ひいたします。

東区部会では、区部会の事務局である東区知的障がい者相談支援センター、東区精神障がい者相談支援センターがそれぞれ事務局となってネットワーク構築を進めています。知的障がい者相談支援センターが事務局で進めているのが東区サービス連絡会議です。平成23年度から福岡市民間障害施設協議会東部会と連携し、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等が参加しサービス等利用計画に関する研鑽、円滑なサービス調整を目的に進めてきました。この1年間は、サービス等利用計画の本格実施を見据えて、サービス等利用計画に関する事例検討を重ねてきました。成果としては、サービス等利用計画の書き方や事務処理等の知識が深まったとの意見が上がっております。課題としましては、ある程度目的が達成され、ややマンネリ化した感があるため、次年度は発展的解消をし、東区ネットワーク会議で共有されたニーズに基づいたネットワーク構築に取り組むことが必要と考えています。具体的には、東区サービス連絡会議の中に相談支援部会とサビ管部会を設置し、相談支援部会ではサービス等利用計画の研鑽、相談支援専門員のネットワークを目的に、サビ管部会では、個別支援計画の研鑽、サービス管理責任者間のネットワークを目的にそれぞれの分野でネットワークの構築を進めていきます。合せて部会間のネットワーク構築を行い、サービス調整や情報共有、各事業所の詳しいサービス内容や特色をまとめた社会資源情報紙の作成等を行つてはどうかと考えています。

一方、東区精神障がい者相談支援センターが事務局で進めているのが東区心のケア連絡会です。平成20年度から東区精神保健福祉関係者と連携し、事例検討を通じた情報共有と技術の研鑽が行われるように、ネットワークの構築を進めてきました。具体的な取り組みとしては、計画相談支援の周知徹底を目的とした講演会、事例検討、地域の医療拠点として取り組んでいるACTに関する講演会等を実施してきました。今年度は、退院促進に向けた相談支援事業所とソーシャルワーカーの役割分担等について十分協議することができなかつたため、次年度は事例検討を通して精神障がい者の退院促進、地域における課題の共有化を進めていきます。

これらの東区サービス連絡会議と東区心のケア連絡会、またホームレス支援機構、社会福祉協議会等障がい福祉関係者をつなぐため、年一、二回東区ネットワーク会議を実施しています。具体的な内容としましては、計画相談支援、ゲートキーパー、重度高齢障がいの地域生活、就労支援、相談支援体制等についてリレートーク、講演、グループワークを実施してきました。また、東区ネットワーク作り忘年会と称して交流会を年1回実施して、顔が見える関係をつくってきました。

その成果としては、指定特定相談事業所を増やさなければならないという機運が高まったこと、顔が見える関係ができサービス調整やサービス提供がスムーズになった等の意見が上がっております。ただ、参加メンバーが固定化してきており、来年度は参加者の裾野拡大を図っていきます。

以上、東区部会からのネットワーク構築の報告を終わります。

【事務局】 続きまして、城南区部会よりネットワーク構築の取り組みについてご説明したいと思います。

私、城南区知的障がい者相談支援センターでコーディネーターをしております重松と申します。よろしくお願いたします。

区部会ネットワーク報告書から順に説明していきたいと思っております。

(資料3・6ページ) 城南区部会では、ネットワークの名称を城南サポネットとして、平成25年度にネットワーク会議を開催いたしております。平成26年度は6月と11月の2回、城南サポネットを開催しております。

参加者の詳細につきましては、資料にあるとおりですが、特徴的なところは、11月にこころのケア共感部会、城南区内の精神保健医療福祉の交流会と共催したことで、医療機関や訪問看護ステーション、保護課のケースワーカーさんが参加されているところになります。

城南サポネットの開催目的として、区内の障がい福祉サービス事業所職員の顔が見える環境をつくっていくこと、それによって障がい者を取り巻く課題をネットワークの力によって緩和したり解決したりできることを目指しております。

今年度の会議の内容については、第1回は城南サポネット単体で、福岡市の計画相談支援の制度についての説明を行政から行っていただき、その後、計画相談支援の期待点や疑問点をグループワークで参加者間で共有するという企画を行っております。

2回目については、こころのケア共感部会との共催で、連携をテーマに事例紹介を行い、

その後、連携に関する課題やこれから取り組めそうなことについて、グループワークにより参加者で共有するという形で行っております。

会議の成果や効果としては、第1回目の計画相談支援について、参加者から、理解が深まったというご意見をいただいております。また、第1回、第2回を通して顔の見える関係が参加者間、事務所間でできたという意見、特に、医療機関のドクターの参加で、医療機関との関係ができたことで、少し敷居が下がって連携がしやすくなったという意見が出ております。

また、毎回グループワークを開催していますが、そちらで各事業所が抱える情報や課題を共有でき、多角的に物事を考えることができたという意見や、困っていることがそれぞれの事業所で共通していたことで安心感が生まれ、今後、積極的に連携していこう、アプローチしていこうという声が聞かれたことが今回の会議の成果ではないかと思っております。

課題点、改善点につきましては、それぞれ事業所によって参加できる時間帯が異なっていることや、城南サポネットとこころのケア共感部会を一緒にしてしまったことで、城南サポネットの意味合いが薄れてしまい、今後すみ分けを行っていかないと感じました点、また、ネットワークの拡大を挙げていますが、来年度は障がい児支援事業所への声かけも行っていこうと考えております。

また、事業所主体のネットワークづくりを行っていくということを挙げていますが、こちらと、下記の今後の展開については、パワーポイントで説明させていただきます。パワーポイントの資料は7ページからご参照ください。

(8ページ) 城南サポネットのこれまでの取り組みは、資料でお示ししているとおりになっております。25年度から合計4回実施しております。

(9ページ) この城南サポネット通信というものは、城南サポネット開催後に会の様子を紹介した通信です。これは会に参加されていない事業所にも配布させていただいて、会の様子を共有できるようにしております。

(10ページ) 次からが27年度からの取り組みです。一つ目は、城南サポネットの実行委員会の開催です。これは、障がい者福祉サービスの事業所から、現在7名に委員として出てもらい、事務局と合同で打ち合わせを行ったり、一緒にサポネットの企画案をつくらせたり、事務的な分担をしたりと、協働してサポネットをつくっていく取組みをしたいと思います。実行委員会で挙げた企画案などを実行委員の代表者が区部会に上げて、

区部会委員とも一緒に企画案の検討や方針の決定を行い、城南サポネットを開催していきたいと思っております。

(11～13ページ)二つ目は、城南区内の相談支援事業所のネットワークづくりです。相談支援部会と名がついていますが、協議会の部会と重なってしまったので、名称は(仮)となっています。相談支援事業所から出た課題の共有や事業所のバックアップ、研修の機会を持って相談支援の質の向上を行っていきたくと思っております。参加者としては、区内の相談支援の事業所です(現在6事業所)。随時増えてきたら、その事業所にもお声がけをしていきます。活動内容としては、資料に示しているとおりで。活動予定は3カ月に1回の予定としております。

以上で城南区部会の取り組みについて、説明を終了いたします。ありがとうございました。

【事務局】 続きまして、博多区部会のネットワークのご報告をさせていただきます。

私は博多区知的障がい者相談支援センターのコーディネーターの石橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

博多区部会では、開催目的からご説明いたします。障がい者の支援について、顔の見える関係をつくって、さまざまな課題がスマートに解決できるようにという目的を持ちまして、名称も博多区の障がい者スマートネットワークといたしました。

具体的な取り組みとしては、内容をごらんください。

1回目は、博多区健康課精神保健福祉係と共催で開催させていただきました。リワークプログラムをテーマとしてネットワーク会議を開催しました。そこで研修と名刺交換会などをいたしました。健康課と共催したことにより、医療機関も参加してございまして、医療とのネットワークが構築できたと思っております。

2回目は、計画相談支援をテーマとしてネットワーク会議を開催いたしました。計画相談支援について説明をしていただきまして、その後に行政説明と具体的な実務についてパワーポイントで説明をいたしました。その後にグループワーク、名刺交換会などを行いまして、皆さん、非常に積極的な意見交換ができたと思っております。

成果としましては、やはり電話で話すだけではなくて、お互い顔の見える関係ができて今後の取り組みに、ネットワークの広がりのおかげになったと思っております。

今後の課題としましては、継続的に開催を行い、定着と拡大を行うことだと思っております。

今後の展望としましては、保健、医療、福祉とのネットワークづくりを目指しています。

以上で博多区部会のネットワークの報告を終わります。

【事務局】 中央区知的障がい者相談支援センターの桂木と申します。よろしくお願ひ
します。

中央区のネットワークのご報告です。

名称は福岡市中央区障がい福祉ネットワーク、通称ちゅうちゅうネットといいます。

今年度は年3回行いまして、参加者は福祉サービス事業所を中心に医療、行政、学校と
多機関にわたって参加していただいております。

開催の目的としまして、中央区に住む障がいのある人が生活していくに当たって、さま
ざまな支援機関が連携して顔の見える環境を築くことで安心の輪を広げていくため、それ
ぞれの支援機関が抱えている地域課題の解決につなげていくため、障がいのある人を支援
する上での新たな社会資源を発掘していくため、さまざまな支援機関が手と手を結ぶこと
によって温かいまちづくりを目指すため、27年度からの計画相談支援についての周知、
事例検討を通して支援者のスキルアップ、人材育成を目指し、地域生活支援について学び
ます。

内容としまして、年3回行いましたが、事例検討を中心に、計画相談支援についても研
修会を行っております。また、研修会の中では、サービス事業所の特徴や強みをPRして
いただいて、ほかの事業所のことを知っていただいております。また、中央区の福祉サー
ビス事業所の情報収集シートを作成しまして、それを福祉サービス事業所に配布してほか
の事業所のことを書面にて確認していただいております。

効果と成果としては、毎回80名前後の参加者がおりまして、関係機関が顔の見える関
係を結ぶことができたのではないかと思います。また、事例検討を通して、多くの方から
の意見を踏まえて問題解決をしていくことができたのではないかと思います。

課題と改善点につきましては、計画相談支援の周知、連携について、研修会を通して周
知することはできましたが、それぞれが抱えている計画相談支援についての質問に対して
十分に答えることができなかったのも、ここを今後検討していくということと、グルー
プワークを研修会の中で行いましたが、時間配分が不十分な点がありますので時間配分も検
討していきます。

今後の展望といたしまして、顔の見える関係をつくっていくために、ネットワークづく
りを強化して、シンポジウム形式や事例検討を通して中央区の福祉サービス事業所の連携

を強化していきたいと思っております。

27年度については、夏と冬に年2回研修会を実施する予定になっております。テーマ等は、今後、事務局のほうで詰めていくようになりますので、またよろしく申し上げます。

以上です。

【事務局】 続きまして、南区部会の報告をさせていただきたいと思っております。

資料は区部会報告の5ページをよろしく申し上げます。

南区の区部会は、今年度から委託事業所がかわったこともあって、ネットワークの成立は平成24年度から始めておりましたけれども、今年度26年度が第1回目のネットワーク会議の開催にこぎつけたようになっております。

名称もシンプルに南区ネットワーク会議としております。

平成26年10月6日に第1回目の開催し、ネットワーク委員の皆様にもご協力いただきながら、1回目は72名に参加していただきました。

事業所のほうも約90カ所の事業所に参加していただきまして、委員の方にもお手伝いいただきながら、手渡しでチラシを各事業所に行って、ぜひこういう会議を開いていきたい、当事者がよりよいサービスを使えるためにもネットワークづくりが必要だと周知徹底をしていきながら、このような数にご参加いただけたのかなと考えております。

参加者は、福祉関係はもちろんですが、第1回目から事業、医療、行政関係の方々も多数参加していただきまして、ほんとうに大変にぎやかな、熱い会議になったのかなという印象を持っています。

今回、開催の目的としては、まずは第1回目ということで、ほんとうに集まることを大切にしていきたいということ、とにかく数来ていただけないと何のためのネットワークかわからないというのがありましたので、あまり肩肘を張らずに、顔の見える、気軽に話せる、つながり続けるネットワークということをキーワードに、呼びかけをさせていただいたところ です。

内容は、このころ既に計画相談支援が進んでおりまして、計画相談支援の周知徹底を図っていきましようということで、区部会の方で内容を決定しました。行政からは計画相談支援の概略、現状等を説明していただいて、参加の方からいろいろな質疑応答等もございました。

それから、ロールプレーは、計画相談支援の流れを、事務局スタッフ、ネットワーク委員の事業所の方々、それと行政の方にも入っていただきながら、当事者にサービス等利用

計画の書類が送られてくるところから、サービス担当者会議を開いている姿など、サービスにつながるまでの一連の流れを寸劇といたしますか、そういった形で皆さんの前でさせていただきます。ここについては、非常にわかりやすかったという感想としていただいております。ただ、一方では、そんなにスムーズにいくのだろうかというご指摘もいただきました。

グループワークもございまして、グループワークについては、まだ第1回目ということであまりかたい内容はどうかということもあり、まずは自己紹介をしながら、計画相談支援が始まってみて、利用している当事者の声を拾っていくことを大事に心がけたグループワークをしました。

事業所さんによっては、まだ計画相談支援ということ自体周知されていなかったり、どういうふうな流れなのかというところが疑問点として挙げられましたので、周知徹底という意味では、グループワークも行ってよかったと考えております。

成果、効果についても、やっぱりほんとうにこういうネットワークでいろいろな事業所が集まっていくことでしかわからないこともほんとうにあるんだなど、第1回目を終えて思っているところです。

今後の課題については、次回が第2回目になりますので、ただ参加を呼びかける、そして集まるだけではなくて、ネットワーク委員の方ともいろいろ意見交換をさせていただきながら、しっかりとしたテーマ設定をしていきたいと考えております。

あと、本年度の開催予定としては、6月ごろと書いてありますけれども変更しまして、7月と11月の最低2回予定したいと思っております。テーマについては、先ほど申し上げましたように、ネットワーク委員の方と、企画のところからしっかり話をできればと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、南区部会のネットワークのご報告を終わらせていただきます。

以上です。

【事務局】 続きますので、早良区部会の報告をさせていただきます。

私、早良区の知的障がい者相談支援センターの富永と申します。よろしくお願いたします。

資料は15ページ、16ページに沿ってご報告させていただきます。最初に、16ページをごらんください。

早良区部会ネットワークの構築についてという資料に沿ってご説明させていただきます。

その中の2番目ですけれども、早良区部会は、区部会のネットワークを立ち上げるに当たり、既存のネットワークがそれぞれございまして、障がい者福祉関係につきましましては、凸凹ネットさわらという名称で、早良区内の障がい者福祉サービスがそれぞれ集まって事例検討や情報交換、あと合同販売等を行うという活動をしております。

そのほかに高齢・介護福祉関係につきましましては、さわら南よかここネットというところで、早良区の社会福祉協議会が事務局になって、早良区の包括支援センター、介護サービス事業所のケアマネ等を集めて、同じように事例検討、情報交換等を行っておりました。

医療関係につきましましては、早良区の精神保健医療福祉連絡会議と医療スタッフ会議がそれぞれ精神科医療の部分でネットワークをつくって、研修、情報交換等を行っているという状況でした。

早良区のネットワークを構築するに当たり、こういった既存のネットワークがございしますので、早良区部会としては、そういったところをどんなふうにつなげていくかと考えて、ネットワークを構築してまいりました。

1番目ですけれども、ネットワーク構築の目的は、先ほどお伝えしたとおり、ネットワークをつないでいくというところなんです。それで、障がいのある人が安心して生活できる住みよい早良区を目指すということで活動しております。

背景や目的は省略しまして、下の3番目の早良区部会ネットワークのイメージ図をごらんください。こういったそれぞれのネットワークをつないでいく役割を担っていくというところと、あと、私どもはずっと事例検討を続けてきたんですけれども、やはり居宅介護事業所がいっぱいかわって、いろいろな困った事例やテーマなどが出てきて、その居宅介護事業所のネットワークがまだできていないということで、そのネットワークを立ち上げるという活動もしていこうということで始めました。

ですので、早良区部会のネットワークとしては、まずは新しくつくる仕掛けとして、居宅介護事業所のネットワークを立ち上げることで、その後に、それぞれ既存で活動してあるネットワークをつなぐという二つをテーマにネットワーク活動を行っております。

15ページに戻りまして、ご報告をさせていただきます。

26年度につきましましては、居宅介護事業所のネットワークを立ち上げることから始めております。

名称は、仮称になっておりますけれども、早良区の居宅介護事業所のネットワーク会と

いうことで始めております。

これまで、8月から2月まで全部で3回開催しておりまして、区内の居宅介護事業所の管理者の方、サービス提供責任者の方、ヘルパーさん等入っていただきまして、ネットワークを開催しております。

内容としては、1回目は目的を説明した後に情報交換を行いまして、2回目に事例検討会、3回目はグループワークということで進めております。それぞれ参加をしていただいているいろいろな事例検討、情報交換を行いましたので、皆さんがそれぞれ抱えている意見や相談支援事業所ではわからない現場の困ったことを共有できることが、成果としては一つ上がっているのではないかと考えております。

課題や改善点は、やはり今、参加率がそんなに高くありません。参加された方はものすごく有意義なネットワークの場所と感想をいただいていますので、ぜひ早良区内全部の事業所が参加できるようなネットワークにしていければと考えております。

27年度は居宅介護事業所のネットワークが立ち上がって、それを全体につなげていくということで、今後の開催予定ですけれども、27年度中に一度、区内全体のネットワーク、凸凹ネットさわらと高齢者のさわら南よかここネット、今回つくった居宅介護事業所のネットワークをつなげて、一つ大きな事例検討を行うという予定にしております。

やはり介護保険と障がい福祉、計画相談支援と介護保険、障がい福祉というのがどういうふうにつながっていくのかということがかかなり意見として出ていましたので、今回、そういったところのネットワークがつながるいい機会になると思っておりますので、27年度はそれで取り組んでまいります。

以上、早良区部会の報告を終わらせていただきます。

【事務局】 続きまして、お手元の資料17ページになりますが、西区部会のネットワークのことを話させていただきたいと思えます。

私、西区知的障がい者相談支援センターの岩田といいます。よろしくお願ひいたします。

西区部会の名称としましては、通称西サポネットという名前で皆さんに呼んでいただいております。親しみのある名前から導入させていただければと思えて、こういった名称をつけさせていただいております。

26年度に関しては1回の開催となっておりますが、25年度に第1回目を開催しました。その際、区部会のメンバーでサービス提供事業所や学校を訪問させていただいて、そういった事業所のメーリングリストをつくりまして、そういった方々に向けてお声かけを

させていただいたところ、60名の方に参加していただきました。学校の先生方、あるいは行政の方々を含めて、内容としては計画相談支援について協議をさせていただいております。

西サポネットの場合、どうしても第一義的に横のつながり、顔の見える関係をつくっていくことをテーマとして、どういったテーマでネットワークをつくっていくかということも協議された結果、まずはタイムリーな話題性があるところを焦点に置きまして、26年度に関しては計画相談支援について協議を行っております。

内容としましては、「どーなっとーと？計画相談支援」と題して名刺交換会、計画相談支援の理解として、行政の方に参加していただいておりますのご説明、また、より具体的に皆さんに参加いただけるような形でロールプレーを重ねて、ご説明をさせていただいております。それを踏まえて、事業所間の連携の必要性を感じてもらうために、グループディスカッションという形でネットワークを行っております。

成果、効果としまして、参加者の方々にアンケートをとって、計画相談支援の流れが実感できた、それがすごくよかったというお声があったり、指定特定・障がい児相談支援事業所の申請について検討していただける事業所も出てきたという状況です。また、他事業所の方との意見交換ができ、ネットワークの必要性を改めて感じられたという意見や今後も継続的に開催していただくことで、各事業所、学校等々が抱えている課題といったものをテーマとして開催していただければという希望が多く出ておりました。

今後の課題、あるいは改善点としまして、参加者に継続的に参加していただくために、どういったものが必要なのかということ工夫していく必要があるのではないかと考えております。

また、今後の展望としまして、対象者を絞った内容、あるいは対象者の裾野を広げるような働きかけといったことを検討していく必要があるのではと感じております。また、せっかく集まっていたいただいた方ですので、参加者も一緒に準備段階から参加できるような形でネットワークの構築に努めていきたいと思っております。

また、来年度の開催予定は9月を予定しております、テーマに関しては現在検討中となっております。

以上、西区部会のネットワーク報告を終わらせていただきます。

【会長】 今、七つの区部会のネットワークの活動についてそれぞれ報告がありましたけど、何か報告の中で、ここが気になったとかご質問してみたいところがありましたらお

願います。

【委員】 委員の中村です。

今日のお話の差別解消法などもそうですが、社会モデルということ念頭に置いた協議会、そして区部会ネットワークというところがあると思います。そういったときに、参加者が、やはり今回は計画相談支援のテーマがより多く、各区で話題が豊富だったと思うのですが、やはり各地区で頑張っているボランティア団体など地域のインフォーマルな障がいを持っている方を支えている人たちを巻き込んでいくような区部会というのにも検討されているのかどうかというのをお聞きしたいと思います。どなたに聞いていいかわからないのですが、機能強化でしょうか。

【事務局】 各区部会の運営サポートをしています相談支援の機能強化事業を担当しております森口でございます。

今、中村委員からご指摘ありましたように、ネットワークづくりはかなり時間と労力がかかるという部分もありまして、最初の一步としてフォーマルなサービス事業所を中心にしながらネットワークを構築した1年ということで、次年度以降はご指摘のようなインフォーマルなサービス、特に地域福祉関係者などまだまだ地域のサポーターはたくさんいらっしゃいますので、その方をターゲットにした部分でのネットワークづくりが必要だということでございます。

それともう一点は、各区により随分実情が違います。今日の報告にもありましたように、基本的なやり方やネットワークの張り方はそれぞれの区部会の中でもいろいろと工夫しているところがありますので、地域をもう少しきちんとアセスメントする中で、今のようなインフォーマルの社会資源をどう取り込んでいくかというのが、まさに来年度以降の課題だと感じております。

【委員】 ありがとうございます。

私自身も障がいを持った方がその人らしい暮らしをしていく社会というのは、まちづくりにかなり寄与するものだと感じております。ぜひともそのところでみんな一致してネットワーク会議、区部会のほうも盛り上げていただければと思います。

【会長】 ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

【委員】 就労支援センターの黒田です。

七つの区部会の活動を丁寧に報告していただいて、よくわかりました。

部外者なので、詳しくないのですが、計画相談支援が出てきたのですが、年間かけて協

議をされていらっしゃるので、とても大変なテーマなのだろうと思います。実際、福岡はどんな現状なのか疑問に湧きました。皆さんやっっているのですが、現状はどうなっているのでしょうか。

【事務局】 計画相談支援は、法律上、平成27年4月1日から全障がい者、サービス利用者に適用されますが、福岡市では区部会ネットワークの活動が功を奏しまして、順調に特定相談支援事業所、障がい児相談支援事務所の数が増えていっております。そのおかげもありまして、何とか27年度からの完全施行には十分な資源が整っているところです。

それに、受け手である区役所も職員の増員もできましたので、お客様の不便にはならないようになっているかと思えます。

【委員】 なかなか遅れているとずっと伺っていましたので、そのための職員さんも体制は整えられて、全て4月1日からは動いていくということですね。わかりました。

【委員】 私たちは発達障がいの親の会の代表です。発達障がいの相談はゆうゆうセンターがしていましたが、今後、第一義的には地域の精神の相談支援センターを利用するというので、今、相談支援センターとゆうゆうセンターを交えて、移行に向けた話し合いが行われている時期とお聞きしていましたので、その後すぐに計画相談支援ということが出てきて、私たちの会も、行政の方にも来ていただいて、計画相談支援についてお聞きいたしました。けれども、私たちも何が何だかわからないところもありました。

特に、アスペルガーの方は、見えない障がいと言われているように、よくしゃべれるけれどもちょっと外側と違うといういろいろな問題も起きてまして、私たちは27年度から計画相談支援を利用していく人たちが、会としても結構いらっしゃるんです。そのときに、ほんとうにアスペルガーなどを理解して計画相談支援をしてくれるところはどこだろうと。どこでも理解してもらっているだろうという前提の上ですけれども、やはり見えにくい。今、各区で相談をやっっていくという形になり始めたところですので、どこまで計画相談支援をするところが理解してくださっているんだろうかというとても大きい不安を持っております。

皆さんのネットワーク報告書でも、開催の目的は支援者のスキルアップや人材育成などを上げていらっしゃると思いますので、今後の展望の中で、発達障がいの難しい点など、事例検討会などで、研修なども含めながら理解を進めていただくものと思っておりますけど、その点は今後どんなふうでしょうか。

【事務局】 市のほうからお答えいたしますが、区部会のほうでは、いろいろな障がい

を持っておられる方はそれぞれ難しい問題があると思いますので、発達障がい者に限らず、事例検討会、勉強会を通じてその認識を深めて研さんを行っていただくようにしておりますし、全市的には、基幹相談支援センターが開催している研修、サービス等利用計画の作成研修を年に4回やっておりますけれども、その中でも、全体的な研修というのを行うようにしております。

研修のあり方は、27年度はどうかというのは、まだこれから検討していきますが、年々研修のレベルというのは上がってきておまして、26年度は、ある程度経験を積んだ方を対象としたより専門的な研修、それから始めたばかりの方の初歩的な研修など、タイプ別の研修をやってみました。27年度からはさらにレベルアップした研修というのを基幹センターと協働で企画していきたいと思っております。

【副会長】 計画相談支援の話が出たので、計画相談支援は相談を受けて計画を一緒につくっていく現場が結構大変そうだなと思って見ているんです。ですから、27年度4月というところがあるんですけども、現場で今どうかということもちょっと一言、二言お伺いしておきたいと思っております。

【事務局】 代表してというより、私ども城南区の知的障がい者のセンターでは、現在、相談員を複数名置いているのですが、やはり計画相談支援がどっと押し寄せてきて、一人の相談員が抱える件数というのが数十件と見る見る増えていく状況で、来年度も新たに相談員を増やすという体制をつくっています。

いろいろ指定特定の相談支援事業所にお話を伺うと、やっぱりどこもお一人で相談員が全ての利用者さんの計画をつくっておられて、なかなかいろいろな視点からのアドバイスをもらえるような内部の体制ではないというところで、皆さん、現場では非常に悩んでおられるので、有志の研修会、相談支援の研究会等を通して、皆さんには勉強したり横の相談支援のつながりをつくっていただいているというのが現状です。

【委員】 精神のほうを代表して、東区の精神障がい者相談支援センターの大畑です。

精神のほうは、特に委託のほうでは、居宅などのヘルパーさんとか、そういった利用をされている方を中心につくっていきましょうと言われてはいるんですけども、特に精神の方は、やはりどうしても出足が遅くて、通知を3カ月前から送られたとしても、どうしても出おくれて、区役所の介入が大体1カ月半ぐらい経過したころにあるということです。それでもなかなかご本人様が申し出ないとか、書類だけ送っているのに相談支援センターには一報の連絡もしない方がかなり多くおられて、そういう方たちの対応がどうしても遅

くなってくるということで、時間があまりないというところが一つあります。

逆に、最近の傾向ですと、就労継続A型とか移行の事業所がかなり立ち上がってきておられて、その新規の利用者さんや更新の方がかなりおられて、そういう方たちはやはり就労を目指している方たちなので、逆にそういう書類に関しては非常に動きが早くて、その分依頼が多くなっております。

逆転現象みたいな状況になりまして、本来やるべきところの依頼がなかなか来なくて、逆にちょっと後回しにしたい方たちを先に受けなきゃいけないといった状況が、今現在起こってきていると思います。

【会長】 今のような現状があるということで、先ほど順調に行っていると言われましたけれども、上から来た話で、最初からやっていたわけじゃない計画ですので、これからいろいろあるかと思えますけれども、逆にいろいろ意見を出してもらって、全体で解決できるようなそういう会議、ここなんかそういうのを上げてもらうのにはいい会だと思いますので、現場の声をぜひ上げて行ってほしいと思います。

ほかに質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 それでは、三つ目の報告に移りたいと思います。

福岡市保健福祉総合計画案の策定における検討事項についてです。事務局よりお願いいたします。

【事務局】 障がい者在宅支援課施策企画係長の江藤と申します。

平成26年度に検討を進めてまいりました次期福岡市保健福祉総合計画の総論の案についてご説明申し上げます。

福岡市保健福祉総合計画は、障がい者分野、地域福祉分野、高齢者分野、それから健康・医療分野の4分野がございます。その計画の策定に当たりましては、福岡市保健福祉審議会に諮られ、総論の審議につきましては、地域と高齢者専門分科会が合同で開催された合同分科会と障がい者保健福祉専門分科会の二つの分科会でそれぞれに審議を進められました。

両分科会の意見の調整を行うために、保健福祉審議会の正副委員長及び地域、高齢、障がいの各分科会の正副分科会長で構成されます調整会議を3回開催して意見を取りまとめでいただき、先日の福岡市保健福祉審議会の総会の中で承認され、福岡市に答申されたものでございます。

なお、平成27年度につきましては、福岡市保健福祉総合計画の各論部分の審議を行ってまいります。障がい者分野の各論は、障害者基本法に基づきます市町村障害者計画に関する部分に当たりますが、今年7月からおおむね毎月1回のペースで審議をする予定でございます。総論も含めたパブリックコメントを経まして、その後市長に答申し、平成27年度内の策定を目指しております。

なお、昨年、当地域生活支援協議会から頂戴した意見、医行為が必要な障がい者に関する支援について、行動障がいのある障がい者に対する支援について、および発達障がい者及び精神障がい者の就労支援について、これらの三つの意見を踏まえて審議を進めてまいります。

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。

資料4-1を1枚めくって、目次をごらんください。

総論部分は、第1編序論と第2編総論から成り立っております。

第1編の序論には、計画策定の趣旨、計画期間をはじめ、国や福岡市の動向、市民の意識調査や高齢者・障がい者の実態調査の結果、それから前計画の振り返りといった次期総合計画に直接反映させる内容ではないものの、計画策定の背景など、次期総合計画を取り巻く状況を記載しております。

第2編の総論ですが、次期保健福祉総合計画の策定に当たっては、従来の手順である前計画の振り返りによる課題の対応結果を踏まえ、未解決の課題や新しい課題を抽出し、どのように解決していくのかという策定方法ではなく、まず10年後のあるべき姿を描き、その実現のためにどのような施策が必要なのかを考える新たな方法で策定を進めたところでございます。

このため、第1部の「計画がめざすもの」におきましては、福岡市福祉のまちづくり条例に基づく基本理念は継承しつつ、第2章において、10年後にもたらされる状況から、福岡市が目指す10年後のあるべき姿を描き、新たな発想による政策の推進を提唱し、第2部においては、施策の三つの方向性を記載しております。

それでは、内容についてご説明いたします。

資料の10ページをお開きください。先ほど、次期総合計画の策定方法が従来と異なることをご説明申し上げましたが、その背景としては主に3点の要因がございます。

1点目は（2）福岡市の動向でございます。

③高齢化率及び高齢者数の推移に記載のとおり、福岡市でも10年後の2025年（平

成37年)には、団塊の世代が後期高齢者に到達することにより、高齢化率が24.9%になると予測しております。24.9%は、およそ福岡市民4人に一人が高齢者となる見込みであるということでございます。また、単純に福岡市の65歳以上の人数と割合が増えるということで、平成37年には平成22年の1.6倍、39万6,000人になり、特に75歳以上の後期高齢者は、同じく平成22年の1.9倍、22万8,000人となることが予測されております。

12ページをお開きください。2点目は、単に高齢者の人口が増えるということにとどまらず、平成37年度には現在よりも介護が必要となる方が1.8倍の10万人に、認知症高齢者も1.9倍の5万5,000人になる見込みでございます。

15ページをお開きください。図表11に示しておりますとおり、障がい者につきましても、身体障がい者の方は、平成37年には現在よりも1万人増え、6万人を超えます。このうち約8割の方が60歳以上となる見込みでございます。

続きまして、3点目は、21ページの下段から23ページに示しております福岡市の財政状況でございます。福岡市は、第9次基本計画に定めております都市の成長と生活の質の向上の方針に基づきさまざまな取り組みを行い、今後も都市の成長が十分に見込める状況でございますけれども、一方で、ただいまご説明申しましたとおり、支援の必要な方の増加などによる経常的経費の伸びを避けることができません。そういうことで、おのずと投資できる財源が限られてくる状況がございます。

以上の3点から、福岡市では、次期総合計画の策定に当たっては、10年後のあるべき姿を定め、そこに向かって取り組むべき施策に重点的に投資をしていくことといたしました。

44ページをお開きください。第2編総論になります。

第2編の総論には、第1部「計画がめざすもの」として、第1章の計画の基本理念に加え、団塊の世代が後期高齢者に到達する2025年を見据え、10年後のあるべき姿を第2章でお示ししております。

47ページをお開きください。三つの10年後のあるべき姿の具体的な姿の一つ目は、①市民がそれぞれのライフステージに応じた健康づくりや生活習慣の改善を実践し、社会全体で健康寿命の延伸に取り組み、高齢になっても健康で意欲を持ちながら地域社会で活躍している生涯現役社会。

②地域の誰もが地域課題を共有し、地域全体でその解決に向けて互いに助け合っており、

企業などもそれぞれの特色を生かし、市民生活を支える存在として積極的に社会貢献を行っている「地域の力」「民間の力」が引き出される社会。

③高齢者や障がいのある人をはじめ、支援が必要な誰もが安心して地域で自立した暮らしを営める社会づくりを進め、今後、高齢化を迎えるアジアの国々のモデルとなっている福祉におけるアジアのモデルとなる社会でございます。

そして、10年後のあるべき姿を実現していくために、第3章で政策転換が不可欠である旨を記載しております。

48ページをお願いいたします。下の枠内に記載のとおり、政策転換とは、超高齢社会の到来に備え、1、「10年後のあるべき姿」を明確化し、2、あるべき姿の実現のために推進する施策の方向性を定め、3、限りある資源を最大限に活用するよう市民にとって必要度の高い事業へ「選択と集中」を図ることでありまして、次期総合計画の根幹となる部分でございます。

次に、55ページをお願いいたします。第2部、政策転換による基本の方針におきましては、第1章で施策の方向性として三つの方向性を定めております。

①、自立の促進と支援、②、地域で生活できる仕組みづくり、③、安全・安心のための社会環境整備でございます。

福岡市はこの三つの方向性に基づき、56ページから58ページにかけ、具体的な施策の項目を15に分類し、今後、各論のご審議の中で一つ一つの項目を具体的に検討していきたいと考えております。

第2章では、施策の方向性に基づき、各種施策を検討していくに当たって必要不可欠な担い手について、59ページから市民、地域、行政の役割を包括的に記載いたしております。その上で、61ページ、第3章で成果指標をお示ししております。

以上が総論の流れでございます。

63ページ以降に記載しております第3編各論の構成につきましては、各分野、先ほど申しました四つの分野の現在の計画の構成をお示したもので、あくまでも参考資料ということで、各論構成につきましても、各専門分科会でいちからご審議いただくことを考えております。

以上、ポイントを絞りまして概要をご説明申し上げました。説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】 続きまして、資料4-2の説明に参ります。

ただいま資料4-1を説明したのは、皆様に計画のご審議をいただくわけではございません。27年度に専門分科会で議論する予定の「各論」の部分に盛り込むためのご意見をこの協議会から頂戴したいと思っております、まずは総合計画の案をご説明したところ
です。

次に、資料4-2は、この総合計画案の策定について、専門分科会で各論部分を議論いただくときに、この点を検討していただきたいということで、1枚目はこの協議会で出された意見のまとめを記載しております。五つの項目がございますが、上三つは既に意見書にまとめて専門分科会に提出済みのものです。太枠で囲っている下二つは、事務局合同会議では精査が完了しております、総合計画の各論で意見を反映していつてはどうかと考えているところでございます。

2枚目は、障がい者保健福祉専門分科会、それから、この第4期福岡市障がい福祉計画の素案に対するパブリックコメントにおいて出された意見から、各論部分での議論の際に再度検討しましょうと整理をしていた分のリストでございます。

そして今日、皆様のお手元に配付しております意見提出シートというのがございます。これに本日の資料に記載しているご意見をたたき台として、皆様の所属団体の意見をまとめて、ファクスあるいはメールでも結構ですので、事務局のほうにお送りいただければと考えております。

そして、いただきましたご意見につきましては、事務局でまとめて整理をして、次回、平成27年度第1回の協議会でご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明は終わります。

【会長】 ただいまの事務局の説明に何かご意見、ご質問ないでしょうか。

大体、今、全体の流れ、総論の下に、各論でこれから専門分科会で練られていく項目、検討事項として、後でもらいました資料ですね。その点について何かございませんでしょうか。

【事務局】 ご意見を頂戴する期限のことですが、期限は申し上げておりませんでした、団体の意見をおまとめいただくということもあるかもしれませんので、5月末まで期間をとらせていただきたいと思います。2カ月以上ありますので、できましたら、その間でいただけたらと思います。

【会長】 ありがとうございます。今時点で聞いておきたいということはありません

でしょうか。よろしいですか。

【委員】 去年だったか、移動支援についてのアンケート調査が行われたと思います。それが事業者だけが対象だったのか、もっと多方面が対象だったのかはわからないのですが、アンケートの集計の結果があるのか、それをどのように使われているのかお聞きしたいのですが。

【事務局】 利用者の方に対してアンケートをとった分と、事業者に対してアンケートをとった分と2種類あります。利用者といっても、支給決定を受けた人を、利用している人と利用していない人と分けてまたそれも出したりしています。かなり広範囲のアンケートをとりました。報告書ができていますので、次回にご報告させていただくということで、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 ほかに何かありませんか。

これも盛りだくさんですね。じっくり読まないといまいちわからないところもあるでしょうけど。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 では、今度締め切りは5月末ということですので、各所属団体に持ってってもらって意見を出してもらえるとありがたいということです。

それではよろしいですか。報告については終わりたいと思います。

では、その他、スケジュールについてご説明をお願いいたします。

【事務局】 では、資料5と書いているA4の資料をごらんください。

平成27年度の障がい者等地域生活支援協議会のスケジュール案でございます。

平成27年度は、まず4月から6月の半ばまでは、相談支援部会を6回程度開催し、その後、第1回目の協議会を開きたいと考えております。

そのときの内容の案としては、先ほどの意見提出シートをまとめた結果、保健福祉総合計画案に対する意見の取りまとめ、それから6回程度開いた後の相談支援部会の報告書の承認、もう一つは基幹相談支援センターというのを平成26年1月1日付で設置しておりますが、その評価、そして差別解消法の関係、こういうものを考えております。

また、平成27年度は8月30日をもって現委員の任期が終了いたしますので、6月の終わりぐらいから8月の末にかけて委員の改選手続を進めていきたいと思っております。そして、第2回目の協議会は、未定ではございますが、通常どおりでいきますと、1

月から3月までのどこかで1回ということで考えております。

この第1回目の協議会は6月の末から7月の頭にかけて開催することを想定しておりますので、本日、皆様のお手元に日程調整表をお配りしております。これにご都合の悪いところにバツをつけて、こちらにファクスで送っていただければと思っております。

なお、もし人事異動等で締め切りまでに出すことが難しいということがございましたら、個別にご相談に応じますので、事務局にお電話をいただければと思っております。

以上でございます。

【会長】 今のスケジュールについて、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会長】 それでは、今日の議題は全て終わりましたので、事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】 野口会長、ありがとうございました。

それから、委員の皆様、いろいろ貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

次回の協議会の開催につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、6月下旬から7月に開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成26年度第2回福岡市障がい者等地域生活支援協議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —